

(案)  
協定販売に関する協定書

協定販売に関し、オホーツク総合振興局長（以下「甲」という。）、〇〇〇〇（以下「乙」という。）、〇〇〇〇（以下「丙」という。）は、平成30年 月 日から平成33年3月31日まで下記により協定する。  
この協定を証するため本書3通を作成し、甲乙丙3者記名押印の上、各自1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 北海道オホーツク総合振興局長 藤 田 二 ㊟

乙 住 所  
商号又は名称  
代表者氏名 ㊟

丙 住 所  
商号又は名称  
代表者氏名 ㊟

第1条 この協定の目的は別記1のとおりとし、甲、乙又は丙は信義に則り、相互に協力し、かつ、誠実にこの協定の遵守に努めるものとする。

第2条 甲は、この協定に基づく立木の販売計画を別記2のとおり定めるとともに、当該立木の安定供給に努めるものとする。

第3条 乙は、前条の計画に基づき供給される立木の購入に努めるとともに、その利用及び加工・流通等に係る取組みについて、別紙の協定森林整備計画書に基づき実行するものとする。

第4条 乙は丙に対し丙が必要とする素材（丸太）を供給するよう努めるものとする。

第5条 甲と乙は、この協定に基づき原則として随意契約による立木の売買契約を締結するものとする。

第6条 前条の売買契約に定める立木の搬出期限は、原則として契約後1年以内とする。

第7条 甲は、協定締結後から協定期間満了までに次の事項に該当することとなったときは、協定を解除できるものとする。なお、当該解除によって乙又は丙が被るいかなる損害も補償しない。

- (1) 乙又は丙が協定書の内容に従わなかったとき
- (2) 乙が協定森林に係る立木の売買契約の締結を放棄したとき
- (3) 乙が甲の同意なく売買契約を行った協定森林に係る伐採対象木を伐採しなかったとき
- (4) 乙が協定森林に係る売買契約の規約に違反したとき
- (5) 乙が道有林野産物協定販売実施要領（以下「要領」という。）第6の2、5及び6に定める資格を満たさなくなったとき
- (6) 丙が要領第6の5に定める資格を満たさなくなったとき
- (7) その他甲が協定の解除が相当であると認めたとき

第8条

- (1) 乙は、売買契約を行った協定森林を立木のまま譲渡又は転売してはならない。
- (2) 合法木材の証明

持続可能な森林経営が営まれた森林から合法的に生産されたものであることを証明するものとする。

第9条 乙又は丙は要領第11の1に基づき、この協定に基づく協定販売の実施結果について甲に報告を行うものとする。

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、甲、乙又は丙が協議して決定する。

(別記1) 協定の目的

道有林では、森林資源の循環利用に積極的に取り組み、森林の多目的機能を持続的に発揮するとともに、道有林材を戦略的に供給し、道産木材の需要拡大を図ることとしている。当森林室では、地域内に様々な木材加工業者が集積している網走東部地域において、地域の素材生産業者及び木材加工業者が連携し、道有林で産出される一般材や原料材など多種多様な木材を公共建築物等に使用するなど、地域での有効活用を図るため協定販売を実施する。

(別記2) 協定森林に係る立木販売計画

年度	林小班	樹 種	伐採種	面積(ha)	本 数(本)	立木伐採量(m3)
平成 30 年度	21-62	アカエゾマツ	間 伐	0. 5 9	1 1 0	5 0
	22-42	カラマツ	間 伐	1. 1 1	1 4 7	1 5 1
	22-53	カラマツ	間 伐	4. 1 6	5 5 2	4 1 2
	22-55	アカエゾマツ	間 伐	2. 6 8	8 2 4	2 7 7
	22-56	カラマツ	間 伐	4. 9 8	5 8 3	4 0 7
	22-59	トドマツ	間 伐	6. 7 4	1, 3 8 9	5 8 3
	22-63	アカエゾマツ	間 伐	0. 9 7	3 8 3	1 3 5
	22-64	アカエゾマツ	間 伐	0. 7 4	2 8 3	7 4
	23-52	トドマツ	間 伐	1. 6 7	3 4 0	1 0 0
	70-51	カラマツ	間 伐	1 5. 2 3	3, 2 7 7	1, 3 9 5
	70-56	トドマツ	間 伐	1 5. 7 0	4, 2 5 8	1, 8 5 6
	90-51	トドマツ	主 伐	4. 9 2	4, 3 0 5	2, 0 2 4
	90-58	トドマツ	間 伐	1. 8 8	8 4 9	2 4 8
	143-57	トドマツ	間 伐	1 5. 7 4	1, 4 5 7	1, 3 9 0
	148-51	トドマツ	間 伐	6. 5 9	1, 5 5 8	5 6 5
	148-52	トドマツ	間 伐	6. 9 7	5 2 0	2 4 2
	148-53	トドマツ	間 伐	6. 0 2	8 1 2	4 3 6
	200-52	トドマツ	間 伐	3. 9 0	5 7 9	3 2 1
200-55	トドマツ	間 伐	0. 9 3	2 3 2	1 2 8	
200-56	トドマツ	間 伐	1 1. 8 0	2, 9 7 2	1, 3 1 5	
200-57	アカエゾマツ	間 伐	7. 3 6	1, 0 4 7	3 8 0	
200-58	アカエゾマツ	間 伐	2. 4 6	5 7 2	1 9 1	
	合 計			1 2 3. 1 4	2 7, 0 4 9	1 2, 6 8 0

(別記2) 協定森林に係る立木販売計画

年度	林小班	樹種	伐採種	面積(ha)	本数(本)	立木伐採量(m3)
平成 31 年度	3-53	アカエゾマツ	間伐	5.60	670	300
	3-55	トドマツ	間伐	8.02	1,430	500
	3-56	アカエゾマツ	間伐	7.95	1,470	500
	22-61	カラマツ	主伐	2.41	1,260	900
	48-51	トドマツ	間伐	12.16	2,000	800
	48-52	アカエゾマツ	間伐	7.84	1,750	700
	48-53	トドマツ	間伐	8.32	2,000	700
	48-56	トドマツ	間伐	6.85	1,500	500
	70-54	カラマツ	主伐	3.08	4,440	900
	70-55	カラマツ	主伐	6.25	7,680	2,100
	166-57	トドマツ	間伐	13.95	2,000	1,200
	166-61	トドマツ	間伐	7.36	1,000	500
	166-62	ヨーロッパトウヒ	間伐	2.72	500	300
	180-03	トドマツ	間伐	63.95	900	1,220
	218-52	トドマツ	間伐	15.68	4,000	1,700
	218-54	トドマツ	間伐	4.48	850	300
	218-55	トドマツ	間伐	2.88	570	200
合計				179.50	34,020	13,320
平成 32 年度	28-51	トドマツ	間伐	9.90	2,500	1,300
	28-52	トドマツ	間伐	6.17	1,000	500
	28-53	アカエゾマツ	間伐	4.32	750	300
	28-54	トドマツ	間伐	3.68	660	300
	29-51	アカエゾマツ	間伐	3.68	1,100	500

(別記2) 協定森林に係る立木販売計画

年度	林小班	樹種	伐採種	面積(ha)	本数(本)	立木伐採量(m3)	
平成 32 年度	29-55	アカエゾマツ	間伐	7.11	1,900	600	
	77-53	トドマツ	間伐	4.69	750	300	
	77-54	アカエゾマツ	間伐	22.37	3,250	1,300	
	77-55	アカエゾマツ	間伐	1.44	440	200	
	77-58	カラマツ	間伐	8.96	890	400	
	77-59	カラマツ	主伐	2.88	660	300	
	77-60	トドマツ	間伐	13.92	4,000	1,400	
	111-51	トドマツ	主伐	3.38	1,600	1,000	
	111-52	トドマツ	主伐	3.58	900	500	
	111-53	カラマツ	主伐	4.07	1,200	1,000	
	111-55	カラマツ	主伐	1.80	500	400	
	111-56	アカエゾマツ	主伐	4.03	1,200	1,000	
	111-63	トドマツ	主伐	1.95	350	200	
	121-01	トドマツ	間伐	76.35	1,400	1,700	
	201-53	トドマツ	間伐	17.44	2,400	1,400	
	201-57	トドマツ	間伐	5.28	670	300	
	201-60	トドマツ	間伐	10.88	1,200	700	
	213-51	トドマツ	間伐	37.12	6,000	2,400	
	合計				255.00	35,320	18,000